

定 款

社会福祉法人生月福社会

第一章 総 則

(目 的)

第 一 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する事を目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営（生寿園）

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営（生寿園）

(ロ) 老人デイサービス事業の経営（なごみ）

(ハ) 老人短期入所事業の経営（なごみ）

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営（短期入所 生寿園）

(ホ) 相談支援事業の経営

(名 称)

第 二 条 この法人は、社会福祉法人生月福祉会という。

(経営の原則等及び特別の利益供与の禁止)

第 三 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

3 この法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(事務所の所在地)

第 四 条 この法人の事務所を長崎県平戸市生月町山田免一八八九番地に置く。

第二章 評 議 員

(評議員の定数)

第 五 条 この法人に評議員七名以上八名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 六 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会に置いて行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員二名、外部委員二名の合計五名で構

成する。

3 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案は理事会が行う。

評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の二名が出席し、かつ、外部委員の一名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第 八条 評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第 三 章 評 議 員 会

(構 成)

第 九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分及び基本財産の処分

(7) 社会福祉充実計画の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及びこの法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(開 催)

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催する他、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 招集事項を記載した招集通知を評議員会の日の一週間前までに、各評議員に対して書面で発出すること。

通知は、電磁的方法によっても可能であるが、その場合には評議員の承諾が必要である。

尚、評議員の同意があれば、招集の手続を省略して、評議員会を開催することができる。

3 理事長は、評議員又は監事から会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から六週間以内に、これを招集しなければならない。この請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合等には、評議員自らが所轄庁の許可を得て評議員会を招集することができる。

4 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選による。

(決 議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を以て行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数を以て行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる。

5 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない。

また、議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められない。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員の内から議事録署名人二名を選出し、理事長及び議長、議事録署名人

は前項の議事録に記名押印をしなければならない。

第 四 章 役員及び職員

(役員の数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 六名以上七名以内を置く。
- (2) 監 事 二 名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。
- 4 理事の選任に当たって理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で年 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成す

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前項に定める他、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求できる。

その際、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

また、招集の事由についてその旨を理事会に報告する義務を負う。

- 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長及び他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲り受け等、法第 45 条の 13 第 4 項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができない。

(招 集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の原則として一週間前までに、理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。
通知の方法については、限定はなく、書面又は口頭、その他の方法でも差し支えなく、又、議題を通知する事も必須ではない。
尚、理事及び監事の全員の同意があれば、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。
- 4 理事長は、理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二週間以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決 議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとし、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第 45 条の 14 第 9 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事のうち理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印をしなければならない。

第 六 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 長崎県平戸市生月町山田免字小場ノ辻二九六三番一所在の鉄筋コンクリート平屋建特別養護老人ホーム生寿園建物一棟（一七五八、九一平方メートル）
 - (2) 長崎県平戸市生月町山田免字小場ノ辻二九六三番一所在の木造スレート葺平屋建

特別養護老人ホーム生寿園倉庫一棟（二八．八〇平方メートル）

- (3) 長崎県平戸市生月町里免字松本二八〇番二所在のなごみ敷地（三二．五四平方メートル）
- (4) 長崎県平戸市生月町山田免字上骨棒一八八九番所在のなごみ敷地（三八三一．四九平方メートル）
- (5) 長崎県平戸市生月町山田免字上骨棒一八八九番所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建なごみ建物一棟（一階一六二．九二平方メートル、二階一六七．七四平方メートル）

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第三七条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とす

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て平戸市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、平戸市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（特別会計）

第三一条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（事業計画及び予算）

第三二条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類
- 4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。
ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第三四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

（種別）

第三七条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業の経営（なごみ）

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（剰余金が出た場合の処分）

第三八条 前項の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第八章 解散及び合併

(解散)

第三九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第四一条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、平戸市長の認可を受けなければならない。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、平戸市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を平戸市長に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人生月福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	櫻 井 栄 治
理 事	住 江 正 三
理 事	大 石 義 雄
理 事	益 富 治 保
理 事	志 水 誠 一
理 事	増 山 博
理 事	増 山 隆
監 事	山 下 勲
監 事	野 田 富 一

附 則

この定款は、昭和 49 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 50 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この定款は、昭和 52 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 元年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 5 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 6 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 10 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 11 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 12 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 13 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 13 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 14 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 17 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 17 年 11 月 21 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 19 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 20 年 2 月 28 日から施行し、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この定款は、平成 20 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 23 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 23 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 26 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。